

求人者の皆さまへ

新潟日報みらいリンク株式会社
有料職業紹介事業 15-ユ-300310

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から3ヶ月以内に自己都合による退職、または本人の責に帰すべき事由で解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

（1）返還率

入社日から退職までの期間により、以下のように定めます。

期間	返還率
入社日から1ヶ月以内の退職	80%
入社日から1ヶ月超3ヶ月以内の退職	50%

※別途、契約書や覚書等に取り決めがある場合は、その内容を優先します。

（2）返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は、返金義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・甲が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

（3）その他

以下の該当する場合は、上記の返還金制度の例外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合